

中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ

10月から「子ども手当」が変わりました。 申請をお忘れなく！

10月分からの子ども手当を受け取るためには、支給対象となる方かどうか審査が必要となることから、これまで受け取っていた方も含め、対象のお子さんを持つ全ての方が、申請が必要となりました。

10月分からの支給額は以下のように変わりました。

【手当の月額】（平成23年10月分～平成24年3月分）

- 0歳～3歳未満 : 15,000円（一律）
- 3歳～小学校修了前 : 10,000円（第3子以降は15,000円）
- 中学生 : 10,000円（一律）

※ 10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

**ご注意
ください!**

以下の方は速やかに申請してください。

- 10月以降に他の市町村から転入された方
- 10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市町村から転入された方は転入された日（転入予定日）の次の日から、10月以降にお子さんが生まれた方はお子さんが生まれた日の次の日から、数えて15日を経過するまでに必ず申請してください。

子ども手当 一問一答

問 どうして、現在子ども手当を受給している人も申請するのですか？

答 新しい法律により支給要件等の変更が行われたことから、改めて支給の対象となるかどうかを確認する必要があります。

なお、今までの子ども手当や児童手当は、毎年6月に「現況届」の提出が必要でしたが、平成23年6月は提出を求めず、受給者の方々の負担軽減を図っていたこともあり、今回、支給対象となるお子さんを持つ全ての方から申請をしていただくことになりましたので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】 錦江町役場 保健福祉課 福祉チーム TEL 22-3042
住民生活課 民生チーム TEL 25-2511

● 現在子ども手当を受け取っている方（公務員を除く）には、役場から申請の案内をします。

ご存知ですか。 「税を考える週間」

11月11日～17日までは「税を考える週間」です。

「税を考える週間」は、国民生活に深いかわりを持っている税について、その意義（必要性）及び役割（用途）や税務行政の現状を分かりやすく説明するとともに、国の基本となる税に対する理解を深めていただくために設けられているものです。

今年は、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、経済活動のIT化・国際化をはじめとした社会・経済情勢の変化に伴う税務行政の様々な取組の紹介等を行うことにしています。

国税庁ホームページでは、特集ページを開設し、テーマに即した情報を提供するほか、広く国民の皆様から国税庁に対する要望等を聴取するためのアンケートの窓口を開設しますので、ご利用ください。

(<http://www.nta.go.jp>)

給与所得者の年末調整

12月は、給与等に係る源泉所得税の年末調整の月です。

毎月の給与等から源泉徴収された所得税の一年間の合計額（以下「源泉徴収税額」といいます。）と、その年の給与総額に対する年税額とは一致しないのが普通です。

このため、源泉徴収税額の過不足分を精算する必要があります。この手続を「年末調整」と呼んでいます。

大部分の給与所得者は、年末調整により、その年の納税を完了することになりますので、年末調整が正しく行われるためには、勤務先に扶養親族や保険料などの申告を正しく行うことが大切です。

詳しくは、最寄りの税務署にお気軽にお尋ねください。

【問い合わせ先】

鹿屋税務署 TEL 0994 - 42 - 3127

※自動音声案内